

薬食発0618第1号

平成25年6月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

(公印省略)

薬事法施行規則第203条第3項の規定に基づき検定を要しないものとして
厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改正
について

「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件」(平成25年厚生労働省告示第204号。以下「指定変更告示」という。)が平成25年6月18日に公布され、「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合」(平成20年厚生労働省告示第374号)が別添のとおり一部改正された。

各都道府県においては、下記について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

記

1. 改正の内容

指定変更告示により、細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合は、検定を要しないこととしたこと。

具体的には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年6月7日閣議決定)

に定める海外発生期以降に、ワクチン製造販売業者に対し、直ちに国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう要請した場合又はワクチンの製造株の確保等ができる次第当該ワクチンの生産を開始するよう要請した場合を想定していること。

2. 適用期日

指定変更告示は本日（平成25年6月18日）から適用すること。

○厚生省
薬事法

別表第一の一中(193)を(195)とし、(123)から(192)までを(125)か
加える。

別表第1の1-中21を122とし、89から120までは89かの21を89やるとし、89の次に次のよ
うな細胞培養インフルエンザワクチン

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条第一項 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省令第二百七十九号)の一部を次のよう改正する。

平成二十五年六月十八日

厚生労働大臣 田村 審久

細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)	1 一元放射免疫法を用いるとき。 1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。
327,300円 H A 含量試験と 法を用いるとき。 142,200円	8本
2 H A 含量試験と 法を用いるとき。 8本	2 H A 含量試験法を用いるとき。 内容量が5mLであるとき。

1. 生物学的製剤の表沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の項
の次に次のように加える。

2の生物学的製剤の項へハフルHンザH <small>ア</small> ウクチノの四の次に次の二項を加へ。	クチノ(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	952,500円 内各量が0.5mlであるとさ。 58本
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株) 生物学的製剤基準の細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株) の条の3.5.3及び3.5.5に規定する試験法によるものとする。 2の生物学的製剤の項次にハフルエンザワクチン (無毒性変異ジフテリオ毒素結合体) の四の次に次の二項を加へ。		

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒型変異ジフテリア毒素結合体）生物学的製剤基準の沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒型変異ジフテリア毒素結合体）の条の3.4及び3.4.7に規定する試験法によるものとする。

○厚生労働省告示第一四四四号
　薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一二百二一条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則第一三百三十三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（平成二十年厚生労働省告示第三四七十四号）の一部を次のように改正する。

平成十五年六月十八日 原生労働大臣 田村憲久
表沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)の項中「沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)」を「細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)及び沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)」

○農林水産省告示第十九百九十四号 種苗法(平成十四年法律第八十一条の二) 1項の規定に基づき昭和登録をしたのと、同条規 三項の規定は適用されない。	平成十五年六月十八日
1	品種登録の番号 第22573号
2	品種登録の年月日 平成15年6月18日
3	登録品種の属する農林水産植物の種類 <i>Catharanthus roseus</i> (L.) G. Don
4	登録品種の名称 恒 ^{ヒツ} する日々 ロマンスの

1 品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願人の氏名又は名称	2 農林水産大臣
5 育成者権の存続期間 25年 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所 中村孝康	かべら かべら

表の年月日	
1 品種登録の番号	第22571号
2 品種登録の年月日	平成25年6月18日
3 登録品種の属する農林水産物の種類	～
7 出願公表の年月日	平成23年1月5日
1 品種登録の番号	第22574号
2 品種登録の年月日	平成25年6月19日

4	<i>Catharanthus roseus</i> (L.) G. Don
5	登録品種の名前 フラッペ ラベンダリーベイク
6	育成者権の存続期間 25年
7	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所 所又は居所
8	登録品種の属する農林水産植物の種類 <i>Catharanthus roseus</i> (L.) G. Don
9	登録品種の名前 Sumichiroin
10	育成者権の存続期間 25年

6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び准
所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社

國朝文獻卷之三

1 品種登録の番号 第22572号 7 出願公表の年月日 平成33年3月8日

2	品種登録の年月日 平成25年6月18日
3	登録品種の属する農林水産物の種類

4 ノ カタランテン	Catamarantus roseus (L.) G. Don 登録品種の名前 フラッペ アイシーピン	3 登録品種の属する農林水産植物の種類 Catharanthus roseus (L.) G. Don
------------------	--	---

5	育成者権の存続期間 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	25年
4	登録品種の名称 所又は居所	Suminichipichi

7	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山2-1-8 出願公表の年月日 平成22年10月28日	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番5号 出願公表の年月日 平成23年3月8日
---	--	--